

第 8 4 号議案

ふじみ野市手数料条例等の一部を改正する条例

(ふじみ野市手数料条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市手数料条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 6 の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表 5 5 の項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表 6 2 の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「又は改築」を「若しくは改築又は建築を伴わないもの」に改める。

(ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年ふじみ野市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 2 月 2 0 日から施行する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 4 4 号）及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市手数料条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。